平成２１年（フ）第４４０号
埼玉県所沢市美原町４丁目2991番地の10　ルフティーニ所沢Ｃ―106
破産者　清水　貞安
1　決定年月日　平成21年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４４４号
埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷107番地12、前住所埼玉県坂戸市緑町８番９号　シティパレス緑町211号室
破産者　藤田　亮介
1　決定年月日　平成21年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２０年（フ）第２１２号
静岡県浜松市北区細江町気賀1386番地の２　ハイツリバーサイド202、前住所静岡県浜松市北区細江町気賀4264番地
破産者　影山まゆみ
1　決定年月日　平成21年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３３７号
長崎県長崎市矢上町46番28号
破産者　荒木　朝子
1　決定年月日　平成21年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１３６号
宮城県石巻市水明北２丁目５番29号
破産者　林田　久雄
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１３７号
宮城県石巻市水明北２丁目５番29号
破産者　林田　孝子
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１４０号
宮城県石巻市鹿又字新内田62番地８
破産者　千葉　一幸
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１４１号
宮城県石巻市日和が丘１丁目12番20号
破産者　阿部　順一
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１４６号
宮城県石巻市蛇田字新刈場165番地４
破産者　日野　和俊
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１５０号
宮城県石巻市湊町３丁目５番６号
破産者　鈴木　涼市
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１１３５号
神奈川県平塚市山下1050番地の１　アリストクラシィア301号、開始決定時の住所横浜市瀬谷区宮沢２丁目32番地14―２Ｆ
破産者　関根　正良
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５５３号
横浜市神奈川区西寺尾３丁目18番25―305号
破産者　小川　健次
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第６７７号
金沢市桂町ハ44番地１　ベルティストン203号室、従前の住所石川県かほく市大崎ト94番地１
破産者　時長志津雄
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１３１４号
名古屋市港区小碓２丁目13番地　レオパレス神野305号
破産者　伊藤　　昇
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８６６号
名古屋市天白区池場２丁目2503番地　レインボー石薬師201号
破産者　いずみの癒中津川店こと　鈴木みどり
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９０９号
愛知県半田市白山町１丁目62番地　アーバン白山203号
破産者　後藤　広樹
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第６２９４号
大阪府箕面市半町２丁目７番12―103号、住民票上の住所大阪府箕面市半町２丁目11番39号
破産者　古谷　　昇
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９１３５号
大阪府高槻市津之江町１丁目56番７号
破産者　大和機型製作所こと　岡部　　均
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４２号
大阪府寝屋川市三井が丘５丁目６番106―209号
破産者　有村　伸二
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部